

指定通所介護・第一号通所事業 デイサービスふたば 利用料金表

通常規模型通所介護費 介護報酬告示額・その他費用

■ 第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス) 1ヶ月につき (円)

	介護サービス費 (単位)	サービス提供 体制強化加算Ⅰ (単位)	食費 (円)	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
要支援1 事業対象者	1,672	88	600 ×利用回数	1,760 +食費	3,520 +食費	5,280 +食費
要支援2 事業対象者	3,428	176		3,604 +食費	7,208 +食費	10,812 +食費

■ 加算

加算	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	加算内容
若年性認知症利用者 受入加算	240/日	240	480	720	若年性認知症の利用者に対し担当者を決めニーズにあった提供をおこなっている場合
科学的介護推進体制加算	40/月	40	80	120	利用者ごとの状況等に係る基本的な情報をLIFEを活用して厚生労働省に提出し、そのフィードバックを活用して介護計画などを見直す取り組みを行っている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの総単位数に5.9%加算				基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの総単位数に1.2%加算				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月あたりの総単位数に1.1%加算				

■ 同一建物減算

要支援1・事業対象者	376単位(円)/月	当該事業所と同一建物に居住する利用者については真に送迎が必要な場合を除き利用料金が差し引かれます。
要支援2・事業対象者	752単位(円)/月	

■ 通所介護 7時間以上8時間未満の場合(1日につき) (円)

	介護サービス費 (単位)	入浴介助加算Ⅰ (単位)	サービス提供 体制強化加算Ⅰ (単位)	食費 (円)	利用料金		
					1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	655	40	22	600	1,317	2,634	3,951
要介護2	773				1,435	2,870	4,305
要介護3	896				1,558	3,116	4,674
要介護4	1,018				1,680	3,360	5,040
要介護5	1,142				1,804	3,608	5,412

※サービス時間によって単位数が変わります。

■ 加算

加算	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	加算内容
認知症加算	60/日	60	120	180	厚生労働大臣が定める基準に適合し、日常生活自立度Ⅲ以上に該当する利用者に対し算定
中重度者ケア体制加算	45/日	45	90	135	厚生労働大臣が定める基準に適合し、中重度の要介護者を受け入れる体制が整っている場合
若年性認知症利用者 受入加算	60/日	60	120	180	若年性認知症の利用者に対し担当者を決めニーズにあった提供をおこなっている場合
科学的介護推進体制加算	40/月	40	80	120	利用者ごとの状況等に係る基本的な情報をLIFEを活用して厚生労働省に提出し、そのフィードバックを活用して介護計画などを見直す取り組みを行っている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの総単位数に5.9%加算				基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの総単位数に1.2%加算				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月あたりの総単位数に1.1%加算				

別表

- 同一建物減算 当該事業所と同一建物に居住する利用者については真に送迎が必要な場合を除き利用料金が差し引かれます。

要介護1・2・3・4・5	94単位(円)/日
--------------	-----------

- 送迎減算 送迎を行わない場合利用料金が差し引かれます。

要介護1・2・3・4・5	片道47単位(円)/回
--------------	-------------

■ 送迎費用	通常の事業の実施地域(桐生市)を超えた場合、超えた地点から	
	片道1kmごと	30 円
■ 第一号通所事業のみ	通常の利用回数を超えた場合に要する費用	
	1回につき	5,000 円
■ おむつ代		実費もしくは持参
■ 日常生活費	利用者が負担することが適当と認められるもの	実費

- ※ サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。